# 人事委員会年報

平成 25 年度

平成26年5月

青森県人事委員会事務局

# 目 次

# <平成25年度事務事業の概要>

第 1	. 人事委員会		1
1	人事委員会委員		1
2	2 人事委員会会議		1
	(1) 平成25年度における会議の開催状況		1
	(2) 総 括		5
3	3 条例案に対する意見		5
第2	2 事 務 局		7
1	職員名簿		7
2	. //		8
第3	3 任 用		9
1	競 争 試 験		9
	(1) 採用試験		9
	(2) 昇任選考考查		
2	2 選 考	1	9
		1	-
	(2) 選考試験		
	(3) 昇任選考		
第4			
1			
	(1) 報告のむすび		
_	(2) 勧 告		
2 *** -			
第5			
第 <i>6</i>			
2			
5			
4			
5			
第7			
ر. 1		3	1
2		3	1
3			
	(1) 労働基準法関係		

	(2)	労働	安全	衛生	法関係	系							 	 	 	 3	3
第8	瓏	員団	体等	¥									 	 	 	 3	4
1	職	員団	体の	登録									 	 	 	 3	4
	(1)	平成	2 5	年度	におり	ける	変更	登録	の状	沈			 	 	 	 3	4
	(2)	平成	2 5	年度	末には	さけ	る登	録職	員団	体の	状沥	2	 	 	 	 3	4
2	管	理職	員等	ぎの範	囲の排	旨定	-						 	 	 	 3	7
	(1)	県	関	係									 	 	 	 3	7
	(2)	委言	モ 関	係									 	 	 	 3	8
第9	公	平委	員会	事務	の受詢	£							 	 	 	 4	O
1	市	町	村	関 係								:	 	 	 	 4	O
2		·部事	務組	1合関	係								 	 	 	 4	1
3	広	域連	合関	係									 	 	 	 4	1
第10	)	そ	Ø	他									 	 	 	 4	2
1	年	間の	主な	動き												4	
2	各	種会	議実	<b>延施状</b>	況								 	 	 	 4	3
	(1)	全国	人事	委員	会連合	会	関係						 	 	 	 4	3
	(2)	東北	· 北	(海道	地区	し事	委員	会協	議会	:関係			 	 	 	 4	4
	(3)	全国	人事	委員	会事	务局	長会	議					 	 	 	 4	7

# 第1 人事委員会

### 1 人事委員会委員

職名	氏	名	生年月日	任	期	常勤・ 非常勤 の別	備	考
委 員 長	寺 尾	進	昭和 21. 2. 4	平成 <sup>五</sup> 25. 4. 1~	P成 29. 3.31	非常勤	会社役員	
委 員 (委員長職 務代理者)	遠藤	妙 子	昭和 18. 9. 3		平成 27. 3.31 目)	非常勤	団体役員	
委員	遠間	敏 子	昭和 20. 3.20		F成 26. 3.31	非常勤	会社役員	

## 2 人事委員会会議

## (1) 平成25年度における会議の開催状況

会議名	開 催年月日	議題	公布、公示年 月 日
第1回委員会	25. 4. 1	<ul><li>○ 議 案 委員長の選任</li><li>○ その他 人事委員会制度等について</li></ul>	
第2回委員会	25. 4.11	<ul><li>○ その他</li><li>1 平成25年度業務執行計画及び主な議決事項、協議事項等</li><li>2 職員の勤務条件等について</li></ul>	義
第3回委員会	25. 4.30	<ul> <li>○ 議 案         <ol> <li>1 平成25年度青森県職員採用試験全体計画案</li> <li>2 平成25年度青森県職員採用上級試験実施計画案</li> <li>3 平成25年度青森県職員採用上級試験(社会人枠) 実施計画案</li> <li>4 人事委員会規則14-0(県職員に係る管理職員の範囲を定める規則)の一部を改正する規則案</li> <li>協 議 平成25年度青森県警察官採用試験(警察官A)実計画案</li> <li>○ その他 平成25年職種別民間給与実態調査について</li> </ol> </li> </ul>	等 25. 5.10
第4回委員会	25. 5. 10	<ul> <li>○ 議 案</li> <li>1 人事委員会規則7-44(通勤手当)の一部を改立する規則案</li> <li>2 人事委員会規則13-8(職員の勤務時間、休日が休暇)の一部を改正する規則案</li> <li>○ その他</li> <li>1 職員団体からの要請書について</li> <li>2 平成24年度職員採用試験合格者の採用状況</li> </ul>	

会議名	開 催年月日	議題	公布、公示年 月 日
第5回委員会	25. 5.30	<ul><li>○ 報告</li><li>平成24年(不)第1号から第11号までの事案(分限免職処分取消請求)に係る口頭審理の準備手続の結果について</li></ul>	
第6回委員会	25. 6.14	<ul> <li>○ 議 案         <ul> <li>1 職員の採用選考</li> <li>2 地方公務員法第5条第2項の規定による意見</li> <li>○ その他</li> <li>1 職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案の概要について</li> <li>2 職員採用上級試験の申込状況について</li> </ul> </li> </ul>	
第7回委員会	25. 6.24	<ul><li>○ 議 案</li><li>1 職員の採用選考</li><li>2 地方公務員法第5条第2項の規定による意見</li></ul>	
第8回委員会	25. 6.28	○ 議 案 人事委員会規則14−1(委託地方公共団体の職員に 係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する 規則案	25. 7. 5
第9回委員会	25. 7.10	<ul> <li>○ 議 案         平成25年度青森県職員採用中級試験及び初級試験実施計画案</li> <li>○ 協 議         平成25年度青森県警察官採用試験(警察官B)実施計画案</li> <li>○ その他         平成25年度青森県職員採用上級試験実施状況</li> </ul>	25. 7.19
第10回委員会	25. 8.19	<ul><li>○ 議 案</li><li>1 平成25年度青森県職員採用上級試験の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定</li><li>2 職員の採用選考</li><li>○ 協 議人事委員会勧告に当たっての検討(第1回)</li></ul>	
第11回委員会	25. 9. 3	<ul> <li>○ 議 案</li> <li>1 平成25年度青森県職員採用上級試験(社会人枠)の合格者の決定及び採用候補者名簿の確定</li> <li>2 平成25年度身体障害者を対象とした青森県職員採用選考試験実施計画案</li> <li>○ 協 議人事委員会勧告に当たっての検討(第2回)</li> </ul>	25. 9. 9
第12回委員会	25. 9.13	<ul><li>○ 協 議     人事委員会勧告に当たっての検討(第3回)</li><li>○ その他     平成25年度青森県職員採用中級・初級試験申込状況</li></ul>	
第13回委員会	25. 9.19	○ 協 議 人事委員会勧告に当たっての検討(第4回)	
第14回委員会	25. 9.26	○ 議 案 1 人事委員会規則2-28(人事委員会事務局処務規 則)の一部を改正する規則案 2 職員の給与等に関する報告及び勧告案	25. 9.30

会議名	開 催年月日	議	題	公布、公示年 月 日
第15回委員会	25. 10. 15	限免職処分取消請求)に係る <ul><li>審理</li><li>平成24年(不)第1号が</li><li>限免職処分取消請求)の審理</li><li>その他</li><li>1 平成25年度青森県職員施状況</li></ul>	いら第11号までの事案(分	
第16回委員会	25. 11. 14	の決定及び採用候補者名簿の ○ その他 1 平成25年度身体障害 第1次試験実施状況	采用中級・初級試験の合格者 り確定 皆を対象とした職員採用選考 人事委員会の報告及び勧告に	
第17回委員会	25. 11. 22	限免職処分取消請求)の審理 ○ 協 議 平成26年度以降の職員拐 ○ その他 平成24年(不)第1号	から第11号までの事案(分 2(第3回)	
第18回委員会	25. 12. 11	○ 議 案 平成24年(不)第1号が 限免職処分取消請求)に係る	から第11号までの事案(分 る証拠の採否	
第19回委員会	25. 12. 13	(第2回) ○ その他	採用試験の見直しについて を対象とした職員採用選考試	
第20回委員会	26. 1.21	<ul><li>○ 議 案     人事委員会規則6-15 の一部を改正する規則案</li><li>○ 協 議     平成26年度職員採用試験</li></ul>	(職員の任用に関する規則) 除の日程(案)	26. 1.29
第21回委員会	26. 2. 6	基準)の一部を改正する規 2 人事委員会規則7-44 する規則案 ○ 協 議	4 (通勤手当) の一部を改正 から第11号までの事案(分	

会議名	開 催年月日	議題	公布、公示年 月 日
第22回委員会	26. 2.24	<ul><li>○ 議 案</li><li>1 職員の昇任選考</li><li>2 地方公務員法第5条第2項の規定による意見</li><li>○ その他</li><li>面接試験の見直し</li></ul>	
第23回委員会	26. 3. 7	<ul><li>○ 議 案</li><li>1 警察官の採用選考</li><li>2 職員の昇任選考</li><li>3 初任給の決定について</li><li>○ その他</li><li>性格検査結果の活用について</li></ul>	
第24回委員会	26. 3.13	○ 議 案 1 人事委員会事務局職員の任免(総括主幹以上) 2 職員の昇任選考(人事委員会) 3 職員の採用選考(知事部局) 4 職員の採用選考及び初任給の決定の承認(知事部局) 5 職員の昇任選考(知事部局) 6 職員の昇任選考(県議会) 7 職員の昇任選考(病院局) 8 職員の昇任選考(熱育委員会) 9 職員の昇任選考(監査委員) 10 東日本大震災に係る被災地出向職員に対する特別昇給の承認について	
第25回委員会	26. 3.20	<ul> <li>○ 議案</li> <li>1 人事委員会規則7-38(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則案</li> <li>2 人事委員会規則7-39(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則案</li> <li>3 人事委員会規則7-51(へき地手当等)の一部を改正する規則案</li> <li>4 人事委員会規則7-60(福祉業務手当)の一部を改正する規則案</li> <li>5 人事委員会規則7-62(初任給調整手当)の一部を改正する規則案</li> <li>6 人事委員会規則7-117(公害等調査手当)の一部を改正する規則案</li> <li>7 人事委員会規則7-194(放射線取扱手当)の一部を改正する規則案</li> <li>7 人事委員会規則7-194(放射線取扱手当)の一部を改正する規則案</li> <li>8 不利益処分に関する不服申立ての受理について9 不利益処分についての不服申立ての審査に関する事務の委任について</li> </ul>	26. 3. 31 26. 3. 31 26. 3. 31 26. 3. 31 26. 3. 31 26. 3. 31
第26回委員会	26. 3.28	<ul> <li>○ 議 案         <ul> <li>1 職員の採用選考(知事部局)</li> <li>2 職員の採用選考(病院局)</li> <li>3 人事委員会規則7−67(管理職手当)の一部を改正する規則案</li> <li>4 人事委員会規則7−192(退職手当の支給等)の一部を改正する規則案</li> </ul> </li> </ul>	26. 3. 31 26. 3. 31

# (2) 総 括

開催	回数			議				案			議	議	案	以	外	合
	臨時	規則制定・	通知制定・	各種試験関	職員団体関	不服申立て	各種承認関	条例案に対	その	小	審	報	協	その	小	
会	会	改廃	改廃	深係	深係	関係	係	でお意見	他	計	理	告	議	他	益	計
26		17		8		4	2	4	19	54	2	1	10	18	31	85

# 3 条例案に対する意見

意見提出 年 月 日	議案番号	件名	意	見
25. 6.14	第274回定例会 (平成25年6月) 議案第4号	職員等の旅費に関する 条例の一部を改正する 条例案	本条例案は、著しく服より職員が免職となったの規定により支払うこと の規定により支払うこと 還の費用を旅費として受 した旅費の償還を請求す 正するものであり、適当	と場合において船員法ととなる当該職員の送 ととなる当該職員の送 支給し、及び当該支給 けることとするため改
25. 6.24	第274回定例会 (平成25年 6 月) 議案第21号	職員の給与の特例に関 する条例案	本条の経済を表している。	日本 は は ない は
25. 6.24	第274回定例会 (平成25年6月) 議案第23号	青森県教育長の給与、 勤務時間等に関する条 例の一部を改正す条例 案	本条例案は、平成25年年3月31日までの間にま 当の額を定めるため改立 の職務、職責を踏まえ、 に準じていると考えられ いものである。	Eするものであり、そ 特別職における措置
25. 6.24	第274回定例会 (平成25年6月) 議案第24号	義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例案	本条例案は、教育月1年 教育月1年 教育月1年 教育月1年 教育月1年 教育月1年 教育月1年 教育月1年 教育日本 教育日本 教育日本 教育の 対け、 国の はままよう で回の 踏まる 大子の の の は 大子の は 大の は 大の は 大の は 大の は 大の は 大の は 大の は 大の は 大の は 大の は 大の は 大の は 、 大の は 、 大の は 、 大の は 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	Eめるためのものであまるためのもので額要ないで額要ない。この実施を対してといる。 があり、ことのでのでで額要ながありに。 がりに起因するがありた。 がりに起るないでで額要ながありた。 で額要ながある。 で額要ながある。 で額要ながある。 で額要ながある。 で額要ながある。 で額要ながある。 で額要ながある。 で額要ながある。 で額要ながある。 でもしている。 でもしている。 でもいるでものでもので額要なが、また。 でもいるといるといる。 でもいるといるといる。 でもいるといるといる。 でもいるといるといる。 でもいるといるといる。 でもいるといるといるといるといる。 でもいるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるとい

			本委員会としては、職員の給与は地方公務 員法に定める給与決定の原則に従い、給与勧 告制度に基づく本来の職員の給与水準が確保 されるよう強く望むものである。
25. 11. 25	第276回定例会 (平成25年11月) 議案第13号	職員の給与に関する条 例の一部を改正する条 例案	本条例案は、本委員会が地方公務員法に基 一方公表議会及び知事に対して平成24年10 月9日に対して平成25年10月8日に基づき55歳を超える職員に基づき55歳を超える職員に基め、及び勧告に基が、及び平成25年10月8日に基づき四輪では関する報告のの治動車を使用する職員のの通勤に大づき四輪が近に伴び、実派では、 基づき四輪が近に伴び、実派では、 基づきのが、 を改め、 を改め、 を対してには、 を対してには、 を対してには、 を対して、 を対して、 をがし、
26. 2.25	第277回定例会 (平成26年2月) 議案第20号	職員の高齢者部分休業 に関する条例の一部を 改正する条例案	本条例案は、地方公務員法の改正に伴い、 高齢者部分休業をすることができることとな る職員の年齢を定めるものであり、適当であ ると考える。
26. 2.25	第277回定例会 (平成26年2月) 議案第21号	職員の特殊勤務手当に 関する条例の一部を改 正する条例案	本条例案は、夜間看護手当及び公害等調査 手当の支給範囲を改めるものであり、適当で あると考える。

# 第2 事 務 局

# 1 職 員 名 簿

課•	ク゛ルーフ゜	名	耵	韱	4	Ż	E	E	4	Ż	備考
	事	務	F	<b>3</b>	長		山	田	光	雄	26.3.31定年退職
		課			長		角	田	隆	弘	
	総		総	括	主	幹	堀	切		康	26.3.31出向(総務学事課総括主幹)
	務		主			幹	花	田	忠	司	26.3.31出向(統計分析課主幹)
111 <del>4</del> 14	任用		主			査	柿	崎	由身	見子	
職	グル		主			査	棟	方	千	鶴	
	プ		主			查	七	戸	智	輝	
E.			総	括	主	幹	渡	邊	秀	樹	
員	40		総	括	主	幹	角	田	正	人	
	給与・実		主			幹	熊	谷	信	子	26.3.31出向 (東青地域県民局地域整備部主幹)
課	審査		主			査	大	JII	麻	紀	
	グル		主			査	梅	原	実	津	
	プ		主			事	石	田	亮	太	
			主			事	五	戸	嵩	大	26.3.31出向(東青地域県民局地域連携部青森環境管理事務所主事)

# 2 平成25年度予算

**歳 入** (単位:千円)

<del></del> 科 目	予	算	額	説明
	当初	補 正	計	in
14 款 諸収入	610	142	752	「地方公共団体と青森県との間の公平委員会の 事務委託に関する規約」による委託費 年額 13 × 10 ( 市 ) =130
4項 受託事業収入	610	142	752	+領 13 × 10 (
1目 総務受託事業収入	610	142	752	審査実績分 142
2節 人事委員会費	610	142	752	合計 752
市町村公平 委員会事務	610	142	752	

**歳 出** (単位:千円)

科 目	予	算	額	説	明
*** = = = = = = = = = = = = = = = = = =	当 初	補 正	<b>1</b>	武化	971
2款 総務費 9項 人事委員会費 1目 委員会費 1節 報 質 費 1節 報 僚 開 務 前 10節 節 で需 役 票 円 務 託 2 節 委 用 3 節 委 14 節 使用料及び	169, 486 19, 205 5, 754 195 4, 294 18 4, 780 1, 097 142		159, 749 17, 871 5, 306 89 3, 876 18 4, 569 1, 150 145 607	(1) 管理費 (2) 職員費 (3) 試験費	8, 292 2, 017 7, 562
14 節 使情品 18 節 19 節	707  145 2,073  150, 281 59,079 64, 284 21, 552 2, 816 18 2, 209 104 219	$\triangle$ 100 $\triangle$ 7 $\triangle$ 100 $\triangle$ 8, 403 $\triangle$ 4, 293 $\triangle$ 2, 445 $\triangle$ 1, 105 $\bigcirc$ 0 $\triangle$ 500 $\triangle$ 60	138 1, 973 141, 878 54, 786 61, 839 20, 447 2, 816 18 1, 709 104 159	(1) 事務費 (2) 人件費	1, 990 139, 888

# 第3 任 用

#### 1 競争試験

職員の採用は、原則として競争試験によることとされており(地方公務員法第17条第3項)、本委員会では、毎年度採用試験を実施している。

#### (1)採用試験

平成25年度の職員採用試験及び警察官採用試験の実施状況は、次のとおりである。なお、警察官 採用試験の実施については、警察本部長に委任している。

職員採用試験の申込者数については、上級は前年度比1.6%減、上級(社会人枠)は前年度比6.5%減、中級は前年度比24.5%減、初級は前年度比8.9%減と、すべての試験で減少した。

警察官採用試験の申込者数については、警察官Aは前年度比で男性 I・Ⅱは11.1%減、女性は前年度比で18.6%減、警察官Bは前年度比で男性は10.3%増、女性は43.0%増となった。

<b>44</b> €	の種類	申込者数	第 1 2	大 試 験	第 2 2	大 試 験	受験倍率	採用人員
武神	ク性類	中心有剱	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	文映行平	採用八貝
上級	試 験	798	707	308	289	115	6. 1	101
上版	14000000000000000000000000000000000000	(811)	(699)	(281)	(258)	(109)	(6. 4)	(95)
   上級試験	( <del>)</del>	157	136	43	43	20	6.8	20
	(江天ノベギ)	(168)	(145)	(45)	(44)	(18)	(8. 1)	(18)
中級	試 験	40	35	13	12	4	8.8	4
	10000000000000000000000000000000000000	(53)	(47)	(9)	(8)	(3)	(15. 7)	(3)
初級	試 験	234	221	104	102	47	4. 7	30
177 1678	武 歌	(257)	(244)	(77)	(72)	(36)	(6.8)	(29)
	男性I	171	124	79	69	22	5. 6	20
	(H25. 10. 1採用)	(226)	(175)	(103)	(94)	(26)	(6. 7)	(22)
	男性 Ⅱ	376	282	195	156	65	4. 3	50
	(H26. 4.1採用)	(389)	(306)	(170)	(139)	(47)	(6. 5)	(35)
	女性I	24	10	7	7	5	2. 0	4
警察官A	(H25. 10. 1採用)	(30)	(19)	(12)	(11)	(3)	(6.3)	(2)
試験	女性Ⅱ	94	46	38	28	12	3.8	9
	(H26. 4.1採用)	(115)	(77)	(32)	(24)	(6)	(12.8)	(4)
	武道指導	4	4	4	4	0	0.0	0
	(柔道)	(4)	(4)	(3)	(3)	(1)	(4. 0)	(1)
	武道指導	5	4	4	4	0	0.0	0
	(剣道)	(4)	(4)	(4)	(4)	(0)	(0.0)	(0)
	男 性	590	502	216	186	47	10. 7	35
警察官B	力 注	(535)	(465)	(184)	(173)	(50)	(9. 3)	(42)
試験	女 性	143	97	33	27	9	10.8	8
	<b>メ 1生</b>	(100)	(64)	(28)	(26)	(8)	(8.0)	(7)
合	計	2, 636	2, 168	1,044	927	346	6. 3	281
	PΙ	(2, 692)	(2, 249)	(948)	(856)	(307)	(7. 3)	(258)

(注) 1. ( ) 内は、平成24年度の実施状況である。

2. 受験倍率は <u>受験者数</u> である。 第2次試験の合格者数

### ア 日程等

試験の	公告日	申込受付	試 験 日(	(合格発表日)	4.£	験 会 場	採用候補者
種類	公百日	期間	第1次試験	第2次試験	Ē <sup>L</sup>	<b>歌</b> 云物	名 簿 確定年月日
上級試験	25. 5. 13	25. 5.14 ~25. 6. 7	25. 6. 30 (25. 7. 10)	25. 7. 22 ~30 (25. 8. 21)	第1次 第2次	明治大学リバテ ィタワー	25. 8.19
上級試験 (社会人枠)	25. 5. 13	25. 5.14 ~25. 6. 7	25. 6. 30 (25. 7. 19)	25. 8. 25 (25. 9. 6)	第1次	明治大学リバテ ィタワー	25. 9. 3
中級試験	25. 7.19	25. 8.12 ~25. 9. 6	25. 9. 29 (25. 10. 11)	25. 10. 28 ~29 (25. 11. 15)	第1次 第2次	弘前高校 八戸工業高校	25. 11. 14
警察官A 試 験	25. 5.13	25. 5. 13 ~25. 6. 21	25. 7. 14 (25. 7. 19)	25. 8. 22 ~25 (25. 9. 6)	第1次 第2次	青森商業高校 警察学校	25. 9. 6
警察官B 試験	25. 7.19	25. 7.29 ~25. 9. 6	25. 9. 29 (25. 10. 4)	25. 11. 8 ~10 (25. 11. 22)	第1次 第2次	弘前高校 八戸工業高校	25. 11. 22

## イ 受験資格及び試験の方法

試験の	受	験	資	格					試	験	の	7	方	法		
種類	[26.	4. 1	現在の	年齢]		第	1	次	弒	験	第	2	次	弒	験	その他
上級試験	① 昭和 ら平 でに [22] ② 平成 に生	59年成4まとは、19年の19年の19年の19年の19年の19年の19年の19年の19年の19年の	年 4 4 4 4 4 4 4 5 4 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7	当する者 2日日 3月1日 3月1日 3月1日 3月1日 3月1日 3月1日 3月1日 3月	2	専門	択一 時間 試験	一式 30分 6 一式		40題 40題	2 [	面接語	(1 B <b>試験</b> 団計 別面打		)分)	
上級 試験	昭和5 に生ま	9年 れた <sup>5</sup>	4月1 <b>者</b>	日から 日まで 歳以下]	2 3	五(享五(金) 五(金) 五(金) 五(2) 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二十二 二十	択時試択時試	式 30分 (行 式 引)	<del>)</del> ) f政以	)み) 40題 以外) 40題			团 <b>討</b> 別面抗			

試験の	受 験 資 格		試験の方法	
種 類	[26. 4. 1現在の年齢]		第 1 次 試 験 第 2 次 試 験 そ	での他
中級試験	昭和61年4月2日から 平成6年4月1日までに 生まれた者 [20歳以上27歳以下]	1 2	教養試験1 論(作)文試験五枝択一式40題(2時間)「栄養士」は専門試験(栄養士・総合土木)1時間30分合土木)「栄養士」以外は五枝択一式40題	
初級試験	平成4年4月2日から平 成8年4月1日までに生 まれた者 [18歳以上21歳以下]		1 中间 (2 時間) 2 面接試験 集団討論 個別面接 3 適性検査	
警察官 A試験	昭和56年4月2日以降 に生まれた者で大学卒又 は大学卒見込みの者 [32歳以下]	1	五枝択一式 50題 1題(1時間) 警察官A試験 2 面接試験 - 2時間30分 集団面接	
警察官 B試験	昭和56年4月2日から 平成8年4月1日までに 生まれた者 (警察官Aの受験資格を 有する者を除く。) [18歳以上32歳以下]	2	(警察官A(武道指導)) 持久力、瞬発力及 び筋力	

#### ウ 実施状況

			申	第	第1次試	<del>験</del>	第27	欠試験	申込	受験			採	用	者		
試験の	試験職種	採用 予定	込						倍率	倍率	計	知事	病	警察		小中	
種類	IF VOCTOR IS	人員	者(八)	受験者	受験率	合格者	受験者	合格者	(A/C)	(B/C)		部局	院口	本部	委員	学校	委員
		66	(A) 592	(B) 524	(B/A) 88. 5	191	181	(C)	9. 0	7. 9	57	50	<u>局</u> 1		会 6		会
												50	1		0		
	警察行政		38	35	92. 1	13	13	4	9.5	8.8	4			4			
	化 学		18	15	83. 3	5	5	1	18. 0	15. 0	1	1					
	薬 学		13	12	92. 3	12	12	10	1.3	1. 2	7	3	4				
上	農学		30	24	80.0	19	18	6	5. 0	4. 0	6	6					
級	畜 産		6	5	83. 3	5	4	1	6. 0	5. 0	1	1					
試	心 理		9	8	88. 9	5	5	1	9. 0	8. 0	1	1					
験	林業		5	5	100.0	4	3	2	2. 5	2. 5	2	2					
	総合土木		51	49	96. 1	30	27	16	3. 2	3. 1	14	14					
	水 産		8	5	62. 5	5	5	1	8. 0	5. 0	1	1					
	建築		5	5	100. 0	5	5	1	5. 0	5. 0	1	1					
	電気		14	11	78. 6	6	3	2	7. 0	5. 5	2	1	1				
	保健師		9	9	100. 0	8	8	4	2. 3	2. 3	4	4					
	計	115	798	707	88. 6	308	289	115	6. 9	6. 1	101	85	6	4	6		
	行 政		129	111	86. 0	27	27	9	14. 3	12. 3	9	9					
級	農学		7	6	85. 7	3	3	3	2. 3	2. 0	3	3					
試	畜 産		2	2	100. 0	2	2	2	1.0	1.0	2	2					
	林業		2	2	100. 0	2	2	1	2. 0	2. 0	1	1					
	総合土木		9	7	77.8	4	4	3	3. 0	2. 3	3	3					
人枠)																	
	電気		7	7	100.0	4	4	1	7. 0	7. 0	1	1					
	保健師		1	1	100.0	1	1	1	1.0	1. 0	1	1					
	計	20	157	136	86. 6	43	43	20	7. 9	6. 8	20	20				_	
中級			40	35	87. 5	13	12	4	10.0	8.8	4				1	3	
試験	計	4	40	35	87. 5	13	12	4	10.0	8.8	4				1	3	
初	一般事務		94	87	92.6	18	18	7			5	5					
級	教育事務		118	115	97. 5	70	68	34	5. 1	4.8	22				6	16	
試	警察事務	1	12	9	75. 0	10	10	3			1	_		1			
験	総合土木		10	10	100.0	6	6	3	3.3	3. 3	2	2			_	1.0	
	計 警察官A	45	234	221	94. 4	104	102	47	5.0	4.7	30	7		1	6	16	
	(男性 I ) 警察官 A	30	171	124	72. 5	79	69	22	7.8	5. 6	20			20			
***	(男性Ⅱ) 警察官A	50	376	282	75. 0	195	156	65	5.8	4. 3	50	_		50			
警	<u>(女性 I)</u> 警察官 A	3	24	10	41.7	7	7	5	4.8	2. 0	4			4			
察	<u>(女性Ⅱ)</u> 警察官A	8	94	46	48.9	38	28	12	7.8	3. 8	9			9			
官	警察官 A	2	4	4	100.0	4	4	0		_							
試	書宗日A (武道指導(剣道)) 警察官B	2	5	500	80. 0	4	100	0	10.3	10.7	0.5			0.5			
験	(男性) 警察官B	38	590	502	85. 1	216	186	47	12.6	10. 7	35	_		35			
	(女性)	5	143	97	67. 8	33	27	9	15. 9	10.8	100			100			
	<b>計</b>	138	1, 407	1,069	76. 0	576	481	160	8.8	6. 7	126	110		126	10	10	
(3 <del>)</del> -\	計 1.「教育委」	322	2,636	2, 168	82.2	1,044 松及水学	927	346	7.6	6.3	281	112	6	131	13	19	

- (注) 1.「教育委員会」欄には、教育委員会、県立学校及び学校以外の教育機関に係る人員を記載した。
  - 2.「小中学校」欄には、市町村立小・中学校に係る人員を記載した。
  - 3. 初級試験の試験職種「一般事務」「教育事務」及び「警察事務」については、これらの試験職種の範囲内で第3志望まで選択させたものである。

エ 参考 (学歴別、男女別の申込者数、受験者数及び合格者数調)

試験			性		大学院			大学			短大			高校			中学			合計	
の 種類	試験」	職種	別	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格
122/54			男	30	23	2	340	301	42	6	6		15	15			241		391	345	44
	行	政	女	10	9		182	161	22	4	4		5	5					201	179	22
		~	計	40	32	2	522	462	64		10		20	20					592	524	
										10	10		20	20							66
			男	2	1		16	15	2										18	16	2
	警察	行政	女				20	19	2										20	19	2
			計	2	1		36	34	4										38	35	4
			男	8	7		7	5	1				1	1					16	13	1
	化	学	女	1	1		1	1											2	2	
			羋	9	8		8	6	1				1	1					18	15	1
-			男				8	7	5										8	7	5
	薬	学	女				5	5	5										5	5	5
			計				13	12	10										13	12	10
Ŀ			男	5	5	1	15	11	2	2	2								22	18	3
	農	学	女	2	2	1	6	4	2										8	6	3
	辰	7																			
-			計	7	7	2	21	15	4	2	2								30	24	6
			男	3	3	1	1	1											4	4	1
級	畜	産	女	1			1	1											2	1	
42			計	4	3	1	2	2											6	5	1
			男				3	3											3	3	
	心	理	女	5	5	1	1												6	5	1
			計	5	5	1	4	3											9	8	1
			男	1	1		2	2	1										3	3	1
弒	林	業	女				2	2	1										2	2	1
			計	1	1		4	4	2										5	5	2
-			男	5	5	2	35	33	11	2	2		1	1					43	41	13
	総合	++	女				8	8	3	_			-	•					8	8	3
	#C□.	上小		-	-																
験			計	5	5	2	43	41	14	2	2		1	1					51	49	16
			男	1			5	4	1										6	4	1
	水	産	女	1			1	1											2	1	
			計	2			6	5	1										8	5	1
			男	2	2	1	3	3											5	5	1
	建	築	女																		
			計	2	2	1	3	3											5	5	1
			男	8	7	1	6	4	1										14	11	2
	電	気	女																		
			計	8	7	1	6	4	1										14	11	2
			男				1	1											1	1	
	保例	比師	女	1	1	1	7	7	3										8	8	4
	PT M	- 1414	計		1	1	8	8	3										9	9	4
				1																	
			男	65	54	8		390	66	10	10		17	17					534	471	74
	計	•	女	21	18	3	234	209	38	4	4		5	5					264	236	41
			計	86	72	11	676	599	104	14	14		22	22					798	707	115

試験			性		大学院			大学			短大			高校			中学			合計	
の 種類	試験項	敞種	别	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格
			男	11	11	2	68	57	4	8	7		7	7					94	82	6
	行	政	女	4	4	1	27	23	2	3	1		1	1					35	29	3
			計	15	15	3	95	80	6	11	8		8	8					129	111	9
			男	2	2	2	1			1	1		1	1					5	4	2
	農	学	女	1	1	1				1	1								2	2	1
			計	3	3	3	1			2	2		1	1					7	6	3
上			男				1	1	1										1	1	1
級	畜	産	女				1	1	1										1	1	1
試			計				2	2	2										2	2	2
			男				1	1	1										1	1	1
験	林	業	女				1	1											1	1	
~			計				2	2	1										2	2	1
社			男	3	2	1	4	3		2	2	2							9	7	3
11	総合:	土木	女																		
会			計	3	2	1	4	3		2	2	2							9	7	3
人			男	-	-	-		-			_									-	-
枠	建	築	女																		
14-	~		計																		
_			男	3	3		3	3	1				1	1					7	7	1
	電	気	女		Ů			-	-				-	-					•	•	
	_	~	計	3	3		3	3	1				1	1					7	7	1
-			男				_	-	•				•	•					·	•	
	保健	抽	女				1	1	1										1	1	1
	/ NE	E Hele	計				1	1	1										1	1	1
			男	19	18	5	78	65	7	11	10	2	9	9					117	102	14
	計	_	女	5	5	2	30	26	4	4	2	-	1	1					40	34	6
	PI		計	24	23	7	108	91	11	15	12	2	10	10					157	136	20
			男	24	20	•	2		11				10	10					3	2	20
中	栄 養						23	21	3	1 14	1 12	1							37	33	4
級試	木 食	: т	女計				25	22	3		13									35	
験									3	15		1							40		4
	⇒ı		男				2	1		1	1								3	2	
	計	Ī	女				23	21	3	14	12	1							37	33	4
			計				25	22	3	15	13	1			_		_		40	35	4
	40.		男							8	8	2	47	43	6	1	1		56	52	8
	一般	手榜	女							12	10	1	26	25	7		_		38	35	8
初			計							20	18	3	73	68	13	1	1		94	87	16
	٠ سو		男							21	20	5	28	27	5				49	47	10
級	教育	事務	女							13	12	2	55	55	14	1	1		69	68	16
			計							34	32	7	83	82	19	1	1		118	115	26
試			男										1	1					1	1	
	警察	事務	女										11	8	2				11	8	2
			計										12	9	2				12	9	2
験			男							2	2	1	8	8	2				10	10	3
	総合	土木	女																		
			計							2	2	1	8	8	2				10	10	3
			男							31	30	8	84	79	13	1	1		116	110	21
	Ħ	•	女							25	22	3	92	88	23	1	1		118	111	26
			計							56	52	11	176	167	36	2	2		234	221	47

試験 の	試験職種	性		大学院			大学			短大			高校			中学			合計	
種類		别	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格	申込	受験	合格
	警察官 A (男性 I )	男	9	7	2	162	117	20										171	124	22
	警察官A (男性Ⅱ)	男	12	7		364	275	65										376	282	65
警	警察官 A (女性 I )	女	1			23	10	5										24	10	5
察	警察官A (女性Ⅱ)	女	2			92	46	12										94	46	12
官	警察官A	男				4	3											4	3	
В	(武道指導(柔道))	女				1	1											1	1	
弒	警察官A	男				4	4											4	4	
験	(武道指導(剣道))	女																		
	警察官 B (男性)	男							103	89	4	483	409	43	4	4		590	502	47
	警察官B (女性)	女							27	18	2	115	79	7	1			143	97	9
-		男	21	14	2	534	399	85	103	89	4	483	409	43	4	4		1, 145	915	134
	計	女	3			116	57	17	27	18	2	115	79	7	1			262	154	26
		計	24	14	2	650	456	102	130	107	6	598	488	50	5	4		1, 407	1, 069	160
		男	105	86	15	1, 056	855	158	156	140	14	593	514	56	5	5		1, 915	1, 600	243
	合 計	女	29	23	5	403	313	62	74	58	6	213	173	30	2	1		721	568	103
		計	134	109	20	1, 459	1, 168	220	230	198	20	806	687	86	7	6		2, 636	2, 168	346

### (2) 昇任選考考査

警察官の階級警部以下への昇任については、昇任選考考査を行っており、平成25年度の実施状況は、次のとおりである。なお、昇任選考考査の実施については、警察本部長に委任している。

### ア 日程等

	本木	選考	考 査 実 施 日		
昇 任させる階 級		予備試験	第1次試験 第2次試	<b>合格発表日</b>	考 査 会 場
PE NX	俚炽	1、小田 叶小砂木	受験者選抜 筆記面接試	<b>)</b>	
警部	一般	25. 6.14	25. 6. 28 25. 7. 2	5 25. 8. 2	予 備 警察本部、警察学校、青森、 八戸、弘前、五所川原、三沢、 むつ、野辺地の各警察署 第1次 警察本部、警察学校、青森、 八戸、弘前、五所川原、野辺 地の各警察署 第2次 警察本部、警察学校
	選抜	<del></del>		25. 12. 12	## (**
	選考	実施しない			警察本部
警部補	一般	25. 4. 26	25. 5. 15 25. 6. 1	25. 6.24	予 備 警察学校、青森、八戸、弘前、 五所川原、三沢、むつ、野辺 地、五戸の各警察署、東北管 区警察学校 第1次 警察学校、青森、八戸、弘前、 五所川原、十和田、むつの各 警察署、警視庁、東北管区警 察学校
	選抜	実施しない		25. 12. 12	警察本部
	選考	夫旭 しない	26. 1. 9	26. 1.10	<b>音</b>
巡 査部 長	一般	25. 4. 26	25. 5. 14 25. 6. 1	25. 6.24	予 備 警察学校、青森、八戸、弘前、 五所川原、三沢、むつ、野辺 地、五戸の各警察署、東北管 区警察学校 第1次 警察学校、青森、八戸、弘前、 十和田、むつ、つがるの各警 察署、東北管区警察学校、千 葉県警察(空港警備隊) 第2次 警察本部、警察学校
	選抜				
	選考	実施しない	26. 1. 9	26. 1.10	警察本部

#### イ 実施状況

昇 させ	任	考査 の	申 込 者 (選抜及び選考は、	予 備	試験	第1巻	大試験	第2巻	大試験	筆記口	述試験	競争率	昇任者
階	. る	種類	所属長推薦者)	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	受験者	合格者	<b>贶于华</b>	升江旬
数	喦	一般	296 (22)	272	98	117 (22)	36 (6)	36 (6)	27 (6)			11. 0	27
<b>言</b>	цþ	選抜	12		実	施し	ない	<b>/</b> )				12. 0	1
		選考	16		天 /		<b>な</b>	<i>,</i> ,		0	0		0
警部	7 <del>↓</del> ‡	一般	370 (26)	344	100	126 (26)	55 (16)	55 (16)	39 (10)			9. 5	38
青旬	ıπ	選抜	1		実	施し	ない					1. 0	1
		選考	10		<i>天 )</i>	旭し	な	<i>,</i> '		8	8	1. 3	8
巡	査	一般	530 (46)	484	111	157 (46)	84 (23)	84 (23)	67 (11)			7. 9	67
部	長	選抜											
		選考	11							11	11	1. 0	11

- (注) 1.() 内は、予備試験免除者で内数である。
  - 2. 競争率は、 受験者(又は所属長推薦者) である。 第2次試験合格者(又は筆記口述試験合格者)
  - 3.「一般」の競争率算出における受験者数は、予備試験受験者に予備試験免除者を加えたものである。

### ウ 受験資格及び考査の方法

昇	任	考查	Eの					考 査	<b>.</b> の ;	方 法
さも	ける			受	考	資	格	予備試験	第1次試験	第2次試験
階	級	種	類					1、加州 武陵央	(筆記面接試験)	
		1	般	警部補と	して4年以	上の在級年	F数を有する者	筆 記 試 験 五枝択一式 50問		面接試験 術科試験 実務能力試験
警	部	選	抜	つ、勤務成績	責が優秀で	、専門的第	F数を有し、か 長務能力が極め 里委員会が決定	実施しない	実施し	しない
		選	考	かつ、年齢な	が55歳以	上で、勤和	8年数を有し、 8成績が優良な §員会が決定し	実施しない	筆記試験 及び面接詞	
		1	般	巡査部長。 者は3年)」				筆 記 試 験 五枝択一式 50問		面接試験 術科試験
警部	<b>『補</b>	選	抜	かつ、勤務	成績が優秀	で、専門的	8年数を有し、 的実務能力が極 管理委員会が決	実施しない	実施讠	しない
		選	考	し、かつ、4	年齢が50	歳以上で、	在級年数を有 勤務成績が優 管理委員会が決	実施しない	筆記試験 及び面接割	
		1	般	巡査とし <sup>、</sup> 3年)以上の			F、短大卒者は 斉	筆 記 試 験 五枝択一式 50問		面接試験 術科試験
巡部	査長	選	抜	勤務成績が何	憂秀で、専	門的実務能	枚を有し、かつ、 能力が極めて高 員会が決定した	実施しない	実施し	<b>しない</b>
		選		つ、年齢が	36歳以上	で、勤務原	F数を有し、か 対績が優良な精 員会が決定した	実施しない	筆記試験 及び面接割	

#### 2 選 考

競争試験によることが不適当であると認められる職への採用又は昇任は、選考によることができることとされており(地方公務員法第17条第3項ただし書)、本委員会は、法令に定める資格、免許及び本委員会が必要と認める経歴等の基準により選考を実施している。

#### (1)採用選考

平成25年度に実施した採用選考の状況は、次のとおりである。

ア 適用根拠規定(人事委員会規則6-15第33条第1項各号)別状況

	部局	知	事		教育	警察	各 種	<b>3</b> 1
規	定	部	局	病院局	委員会	本 部	委員会	計
第1号	役付の職		人 1	人	人 1	人 1	人	人 3
第2号	警察官の階級巡査部長以上の職					1		1
第3号	人事委員会を置く他の地方公共団体又は国の 試験又は選考に合格した者をもって補充しよう とする職で、当該試験又は選考に係る職と同等 以下と人事委員会が認めるもの					5		5
第4号	人事委員会を置く他の地方公共団体、国又は 公共企業体に現に正式に任用されている者又は かつて正式に任用されていた者をもって補充し ようとする職で、その者が現に任用されている 職又はかつて任用されていた職と同等以下と人 事委員会が認めるもの		8			2		10
第5号	かつて職員であった者をもって補充しようと する職で、その者がかつて任用されていた職と 同等以下と人事委員会が認めるもの		3	2		24		29
第6号	試験を行っても十分な競争者が得られないと 人事委員会が認める職又は職務と責任の特殊性 により職務の遂行能力について順位の判定が困 難であると人事委員会が認める職		7	127	1	2		137
第7号	前各号に規定するもののほか、試験によることが不適当であると人事委員会が認める職		6) 2	5				(26) 7
	計	(2 2	•	134	2	35		(26) 192

- (注) 1. 発令日が25. 4. 1~26. 3.31の採用者である。
  - 2. ( ) 内は、無給併任職員で外数である。

### イ 適用給料表別職層状況

適用	π*	sh <i>t</i> r	/ m4+ \	. =	左の部局別人員						
給料表	耶	<b>뷫</b> 名	(職)	人 員	知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	各種委員会		
	部	長	級			I I I I	 	 	 		
	次	長	級	1	1	1 1 !	1 1 !	 	 		
行	課	長	級	4	4	! 	! 	! 	!   		
	副	参引						i I I	i i i		
政	総	括 主	幹級	1		1 1 1	1 1 1	1	 		
	主	幹	級	2	1	! 	! 	1	!   		
職	主	査	級	5	3	1 	I I I	2	1 1 1		
	主	事	級	15	6	6	1	2	! ! !		
		計		28	15	6	1	6			
	警		視	5		T 	1 	5	 		
警	警		部	7		 	 	7	 		
察	警	部	補	5			! !	5	 		
職	巡	査 音	羽 長	5		i I I	i I I	5	i i i		
	巡		査	7		1 1 1	1 1 !	7	 		
		<u>計</u>		29		! ! !	! ! !	29			
医	部	長	級				 				
療	課	長	級	4	1	3	; 	:   	:   		
職	総	括 主	幹級	12		12	1 1 1	 	 		
(一)	医		師	44		44	! ! !	 	1 1 1		
		<u>計</u>		60	1	59	! ! !	! ! !	1 1 1		
医療職	技	師(獣	医師等)	14	5	8	1	1 	1 1 1		
(二)		計		14	5	8	1	: 	 		
医療職	技	師 (看護	師 等)	61		61	 	 	 		
(三)		計		61		61	1 1 1 1	 	 		
î	<b></b>	1	₽	192	21	134	2	35			

#### (2) 選 考 試 験

採用職種を一般事務等とする身体障害者を対象とした職員の採用選考については、競争試験に準じた手続により、本委員会が選考試験を実施しており、平成25年度の状況は、次のとおりである。

#### ア 日程等

<b>武</b> 験	公告日	申込受付期間	試験日(合	格発表日)	試 験 会 場
八 次	公百日	中心文刊期间	第1次試験	第2次試験	] 一种一次一分
身体障害者を 対象とした青 森県職員採用 選考試験	25. 9. 9	25. 9.17 ~10. 7	25. 11. 4 (25. 11. 11)	25. 11. 20 (25. 11. 29)	第1次:青森県総合社会 教育センター 第2次:青森県庁

#### イ 実施状況

試	験	申込者数	第 1 2	大 試 験	第 2 2	大 試 験		松田「冒
政	柳天	甲込有数	受験者	合格者	受験者	合格者		採用人員
身体障害者 とした青森 採用選考記	<b>椞県職員</b>	11	9	5	3	2	4. 5	2

(注) 受験倍率は、 <u>受験者数</u> である。

#### ウ 受験資格及び試験の方法

試 験	受験資格	試 験 の	方 法
10000000000000000000000000000000000000	文 被 員 俗	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
身体障害者を対象 とした青森県職員 採用選考試験	昭和59年4月2日から 平成8年4月1日までに 生まれた者で、自力で通 勤ができ、かつ介護者な しに職務の遂行が可能 で、身体障害者手帳の交 付を受けており、活字印 刷文又は点字による出題 に対応できる者	1 教養試験 五枝択一式 40題 (2時間) 2 適性検査	1 作文試験 1題(1時間) 2 面接試験 個別面接

#### (3) 昇 任 選 考

平成25年度に本委員会で実施した昇任選考の状況は、次のとおりである。

昇任した職 又は階級	知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	各種委員会等	合 計
部長級へ	13	3			1	17
次長級へ	27	2	2	1		32
警視へ				15		15
合 計	40	5	2	16	1	64

- (注) 1. 発令日が25. 4. 1~26. 3.31の昇任者である。
  - 2. 総括課長級以下の職及び警部以下の階級への昇任については、選考の権限を任命権者に 委任している。
  - 3. 各種委員会等には、議会、選挙管理委員会、監査委員、労働委員会、人事委員会及び海区漁業調整委員会の各事務局に係る人員を記載した。

# 第4 給 与

#### 1 平成25年 職員の給与等に関する報告及び勧告(平成25年10月8日)

#### (1) 報告のむすび

#### (給与勧告の基本的考え方)

給与勧告に当たっては、地方公務員法に定める給与決定の原則により、生計費、国及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮することとされており、職員や納税者である県民等の理解が得られるよう、これらの事項を総合的に勘案し、適切に判断していく必要がある。

また、職員の給与は、人材確保や公務サービスの質にも深く関わるものであることから、これらについても留意しながら検討する必要がある。

なお、本年4月1日時点では、管理職員を対象とした特例条例による給与減額支給措置が実施されていたが、当該措置は、給与勧告制度の趣旨とは異なるものであり、給与勧告は、本来あるべき適正な給与水準を示すという趣旨から、これまで同様、給与減額支給措置による減額前の給与額に基づき公民比較を行うこととした。

#### (本年の給与の改定等)

#### ①給料表

本年4月の月例給における職員給与と民間給与の較差を見ると、職員給与が民間給与を 76円(0.02%)上回っているが、その差は極めて小さい状況にある。

人事院においては、国家公務員給与が民間給与を76円(0.02%)下回っている状況で較差が極めて小さいこと等から俸給表等の改定を見送ったことや、他の都道府県における動向等を踏まえれば、職員の本年の給料表については、改定を行わないことが適当である。

#### ②期末手当·勤勉手当

本県の民間事業所における特別給の年間支給割合は3.83月分となっており、給与条例に 定める職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数である3.85月とおおむね均衡してい る状況にあること、人事院においては、民間事業所で支払われた特別給の年間支給割合が、 給与法の定めによる国家公務員の年間平均支給月数と均衡していることから改定を行わな いとしたこと等を踏まえれば、職員の本年の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数につ いては、改定を行わないことが適当である。

#### ③諸手当

#### (ア) 通勤手当

交通用具使用者に係る通勤手当については、国の制度を踏まえつつ本県の実情や他の

都道府県の状況等を勘案し措置してきている。

四輪自動車を使用して通勤する職員に係る手当については、現行の手当額に改正後、これまでの間に通勤環境の変化が見られることから、四輪自動車を使用して通勤する職員の通勤実態や他の都道府県、特に東北各県の状況を踏まえ、長距離通勤者に対する手当額を改定することとし、現行の四輪自動車に係る片道の交通用具の使用距離区分の上限を80km以上、手当額の上限を46,000円に引き上げることが適当である。

#### (4) 単身赴任手当

単身赴任手当については、これまで国の制度を基本として措置してきたところであるが、近年、専門性の高い職種における職員の確保が困難になっていることや採用試験の実施状況等、本県における事情を踏まえ、職員の円滑な任用に資するため、人事交流等の場合を除き、これまで手当の対象としていない新採用者についても支給対象とするよう見直すことが適当である。

#### ④実施時期等

通勤手当及び単身赴任手当については、平成26年4月1日から実施することとし、単身 赴任手当については、新たに対象となる新採用者との均衡を図る必要がある在職者につい て、所要の措置を講ずる必要がある。

#### (給与構造改革における経過措置額の廃止)

給与構造改革における経過措置額(現給保障額)については、人事院が平成23年に、平成24年度は経過措置額として支給されている俸給の2分の1を減額(減額の上限は1万円)し、平成25年4月1日に廃止するという内容の勧告を行ったが、平成24年2月に成立した「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)により、平成26年4月1日に全額廃止することになっている。

本委員会は、一昨年及び昨年の報告において、「経過措置額については、国の制度を基本として措置してきているところであり、今後、国及び他の都道府県の状況等を踏まえ、廃止する方向で検討する」ことを報告してきたところである。

この経過措置額について、国に準じた給与制度を基本としている本県においては、国において既に廃止が決定されていることや他の都道府県の状況を踏まえると、廃止することが適当ではあるが、その実施時期については、本県における諸情勢等を勘案し、判断するものとする。

#### (勤務実績の給与への反映)

職員の能力や意欲を高めるとともに公務の能率的運営を図っていくためには、日頃の業務を通じて発揮された職員の能力・業績を公正に評価し、その結果を職員の能力開発や処遇に適切に活用する必要がある。

昇給、勤勉手当等における勤務実績の反映については、任命権者ごとに、順次実施されてきているところである。引き続き職員の能力・業績の給与への適正な反映に向けた取組を着実に進めていくことが重要である。

#### (再任用職員の給与)

本年3月、国家公務員の雇用と年金の接続について「定年退職する職員が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、再任用を希望する職員については再任用するものとする」旨の閣議決定が行われ、国から地方公務員に関して、閣議決定の趣旨を踏まえ必要な措置を講ずるよう要請があったものである。

人事院は、再任用職員の俸給水準や手当の見直しについては、「平成26年職種別民間給与実態調査」において公的年金が全く支給されない再雇用者の給与の具体的な実態を把握した上で、平成26年4月における再任用職員の職務や働き方等の人事運用の実態等を踏まえつつ、必要な検討を進めるとしている。

本委員会においても、平成26年4月における再任用職員の実態を把握した上で、国及び他の 都道府県の動向を踏まえて、本県における再任用職員の給与について検討を進めていくことと する。

なお、来年4月時点においては、現行の再任用職員の給与制度のもとで、その能力と経験を 活かせる職務への適切な配置に努めることが必要と考える。

#### (時間外勤務の縮減及び年次休暇の取得促進)

時間外勤務の縮減及び年次休暇の計画的・連続的な使用については、職員の健康・福祉の維持増進及び公務能率向上の観点から重要な課題である。

これまでの任命権者の取組により、次第に改善されてきているが、業務の改善・効率化等を 推進するとともに、各所属において年次休暇を取得しやすい環境づくりに積極的に努める等、 なお一層時間外勤務の縮減及び年次休暇の使用が図られ、職員が仕事と生活を両立できるよう 今後とも継続的に取組を行っていく必要がある。

#### (配偶者帯同休業制度)

人事院では、公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進する ため、配偶者の外国での勤務等に伴い、配偶者と生活を共にすることを可能とする休業制度 (配偶者帯同休業制度)を設けることが適当であるとして、一般職の職員の配偶者帯同休業に 関する法律の制定についての意見の申出を行った。

この制度については、本県職員にも関わる問題であることから、今後、国家公務員に係る取扱いや関係法令の整備等を踏まえて、必要な措置を講ずることが適当と考える。

#### (適正な給与の確保)

本県においては、管理職員を対象とした給与減額支給措置が平成21年4月から本年6月まで 実施され、引き続き本年7月から平成26年3月までは、全職員を対象に給料月額に加え期末手 当・勤勉手当等を減額支給する措置が実施されているところである。

本年7月からの措置は、国から国家公務員を対象とした給与減額支給措置を踏まえ、国に準じて必要な措置を講ずるよう要請があり、この実施を前提とした地方交付税等の削減に起因する財源不足に対応する必要性から実施されたものではあるものの、職員の労働基本権制約の代

償措置である給与勧告制度の趣旨とは異なるものであり、あくまでも限定した期間にとどめ、この措置が終了する平成26年4月以降の職員の給与については、給与勧告制度に基づく本来の職員の給与水準が確保されるよう強く望むものである。

#### (給与勧告実施の要請)

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられ、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な処遇を確保することを目的とするものである。人事委員会が労使当事者以外の第三者の立場に立ち、勧告を行うことにより、職員の適正な処遇が確保されるとともに、人材の確保や労使関係の安定を通じて能率的な行政運営の維持に寄与しており、長年の経緯を経て県民の理解と納得を得ながら給与決定方法として定着しているものである。

議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙2の勧告 どおり実施されるよう要請する。

#### (2) 勧告

#### ①職員の給与に関する条例の改正

通勤手当のうち、四輪の自動車を使用する者に対する手当については、報告のむすびに おいて述べた趣旨に沿って改定すること。

#### ②改定の実施時期

この改定は、平成26年4月1日から実施すること。

#### 2 職員の給与制度の動き

職員に支給される給料及び諸手当のうち、平成25年度に改正されたものは、次のとおりである。

規則の名称	施 行 年月日	内容
人事委員会規則7-38	H26. 4. 1	青森県行政組織規則の改正に伴い、所要の
(給料表の適用範囲)	11201 11 1	改正を行った。
		55歳を超える職員の昇給制度が改められた
人事委員会規則7-39	H26. 4. 1	こと及び試験の名称の変更等に伴い、所要の
(初任給、昇格、昇給等の基準)		改正を行った。
	H26, 4, 1	青森県行政組織規則の改正等に伴い、所要
	1120. 4. 1	の整備を行った。

規則の名称	施 行 年月日	内容
人事委員会規則7-44	H25. 5. 20	支給単位期間の特例の事由に大学院修学休 業等を加えるため、所要の改正を行った。
(通勤手当)	H26. 4. 1	四輪自動車使用者に係る手当限度額引上げ に伴い、距離段階区分ごとの額の改定を行っ た。
人事委員会規則7-51 (へき地手当等)	H26. 4. 1	小学校及び中学校の統廃合に伴い、所要の 改正を行った。
人事委員会規則7-60 (福祉業務手当)	H26. 4. 1	青森県行政組織規則の改正に伴い、所要の 整備を行った。
人事委員会規則7-62 (初任給調整手当)	H26. 4. 1	手当の支給職を改めるため、所要の改正を 行った。
人事委員会規則7-67 (管理職手当)	H26. 4. 1	青森県行政組織規則の改正等に伴い、所要 の改正を行った。
人事委員会規則7-117 (公害等調査手当)	H26. 4. 1	青森県行政組織規則の改正に伴い、所要の 整備を行った。
人事委員会規則7-192 (退職手当の支給等)	H26. 3. 31	基礎在職期間について、県が設立した一般 独立行政法人の役員であった期間に係る取扱 いを定めるため、所要の改正を行った。
人事委員会規則7-194 (放射線取扱手当)	H26. 4. 1	青森県行政組織規則の改正に伴い、所要の 整備を行った。

# 第5 勤務時間、休日及び休暇等

職員の勤務時間、休日及び休暇等に関して、平成25年度に改正された内容は、次のとおりである。

規則の名称	施 行 年月日	内容
人事委員会規則13-8	H25. 5. 20	障害者自立支援法の改正に伴い、所要の
(職員の勤務時間、休日及び休暇)	1125. 5. 20	整理を行った。

# 第6 審 查

#### 1 不利益処分の不服申立ての審査

平成25年度においては、新たな不服申立てが1件あり、前年度から繰り越した11件と合わせて、年度末における係属事案は、12件となっている。

不服申立て事案の処理状況は、次のとおりである。

区分	事案名	申立年月日 (申立人数)	処 分 理 由	審理方式	処理年月日	処理結果
委託	分限免職処分取消請求事案	24. 5. 28 (11)	職制の改廃及び職員定数の削減	口頭審理	継続	
県	懲戒免職処分 取消請求事案	26. 3.10	わいせつ行為	書面審理	継続	

#### 2 勤務条件に関する措置要求の審査

平成25年度においては、新たな措置要求はなく、また、係属している事案もない。

#### 3 公務災害補償に関する審査

平成25年度においては、新たな審査請求はなく、また、係属している事案もない。

#### 4 職員の苦情の処理

平成25年度においては、13件の苦情相談があった。

その内訳は、次のとおりである。

区分	任用関係	給与関係	勤務条件 関 係	服務関係	厚生福祉 関 係	公平審査 関 係	いじめ・ セクハラ	計
県		1	1				2	4
委託	2	1	1				5	9

## 5 退職手当の支給制限等の処分に係る意見

平成25年度においては、意見聴取の申出はなく、また、係属している事案もない、。

# 第7 労働基準監督機関の職権行使

#### 1 労働基準法別表第一の号別区分

平成25年度において、事業所等の新設、廃止等により労働基準法別表第一の号別区分(人事委員会告示11第2号)に追加し、又はこれから削除した事業所等はなかった。

#### 2 事業所調査

労働基準監督機関としての職権行使の一環として、職員の勤務条件に関する労働基準法・労働安全衛生法の適用状況を把握、指導し、その勤務条件の維持向上を図ることを目的として、次のとおり事業所調査を実施した。

- (1) 調査実施期間 平成25年10月~12月
- (2) 調査対象事業所数 8事業所(知事部局3、教育委員会3、警察本部2) (12号事業所5、官公署3)
- (3) 調 査 項 目 勤務時間・休憩時間・時間外勤務・宿日直勤務・母性保護等・安全衛生管 理体制・健康管理・機械の管理状況・衛生基準

#### (4) 調査結果

- ア 労働基準法関係
  - ・36協定で定める延長することができる時間を超える時間外勤務の実施[2]
  - ・36協定の有効期間満了後の新たな協定の不締結「1]
- イ 労働安全衛生法関係
  - ・衛生管理者選任報告の不提出「2]
  - ・月1回以上の衛生委員会の開催不実施[1]
  - ・定期健康診断結果報告書の不提出[1]
  - ・機械・設備の定期自主検査の記録の不整備[1]
  - 休養室の不設置[1]
  - ※ 「 ] 内の数字は、問題点が見受けられた事業所数である。

## 3 その他の職権行使の状況

平成25年度において、既述のほかに労働基準監督機関としての職権を行使したものは、 次のとおりである。

#### (1) 労働基準法関係

内	容		数	事業所数	根	拠	法	令
解雇予告除外認定			4	4	労働基準法第20条			
非常災害等の理由による 労働時間延長届			1	1	11	第33	条	
時間外労働・休日労働に	新規		1 6	1 6	IJ	笠96	第36条	
関する協定届	更新		9 0	9 0	"	"		
断続的な宿直又は日直勤務許可			4	4	IJ	第41	<del></del> 条	

### (2) 労働安全衛生法関係

内容	件 数	事業所数	根拠	法令
衛生管理者選任報告	4 2	3 8	労働安全衛生規	<u></u> 則第7条
産業医選任報告	0	0	"	第13条
定期健康診断結果報告	7 4	6 3	"	第52条
機械等設置届	0	0	"	第88条
労働者死傷病報告	1 3	9	"	第97条
ボイラー設置届	2	1	ボイラー及び圧力な	字器安全規則第10条
ボイラー落成検査	2	1	"	第14条
ボイラー使用再開検査	1	1	"	第46条
第一種圧力容器設置届	0	0	"	第56条
第一種圧力容器落成検査	0	0	"	第59条
第一種圧力容器使用再開検査	0	0	"	第81条
小型ボイラー設置報告	0	0	ıı	第91条
クレーン設置報告	0	0	クレーン等安全	規則第11条
局所排気装置設置等特例許可	0	0	有機溶剤中毒予	防規則第13条
有機溶剤等健康診断結果報告	7 1	3 0	"	第30条の3
特定化学物質健康診断結果報告	6	3	特定化学物質障害	害予防規則第41条
高気圧業務健康診断結果報告	2	1	高気圧作業安全	衛生規則第40条
電離放射線健康診断結果報告	4	2	電離放射線障害	防止規則第58条

### 職員団体等 第8

職員団体の登録 平成25年度においては、つがる市臨時職員労働組合が解散したことにより、当委員会の登録を受けている職員団体は、46団体となった。また、青森県職員組合ほか41団体から登録事項の変更の届出があり、これを変更登録した。 平成25年度における変更登録の状況及び平成25年度末における登録職員団体の状況は、次

のとおりである。

### (1) 平成25年度における変更登録の状況

区 分	登録団体数	変更登録団体数	変 更 登 録 事 項 (件 数)			
丛 刀	<b>豆</b>	发史	規約	役員の氏名等	計	
県 関 係	8	8	1	7	8	
委託関係	3 8	3 4	5	4 0	4 5	
計	4 6	4 2	6	4 7	5 3	

### (2) 平成25年度末における登録職員団体の状況

### ア 県 関 係(8団体)

区分	団 体 名	登 録	代表者名	主たる事務	法人格の	平成25年度に行った変更
		年月日	八次有有	所の所在地	有無	登録事項(登録年月日)
県職員	青森県職員組合	26. 5.12	間山 縫子	青 森 市	有	役員の氏名等 (25. 4. 5)
教職員	青森県高等学校・ 障害児学校 教職員組合	28. 1.30	田村(儀則	II	"	" (25. 4.24)
"	青 森 県 教職員組合	28. 4.15	工藤雅司	<i>II</i>	"	" (25. 4.24)
"	青森県北地方 教職員組合	41. 9.29	鍋田 千秋	五所川原市	無	" (25. 4.26)
<i>II</i>	下北教職員組合	47. 7.20	丹藤 博文	むっ市	有	" (25. 6.21)
<i>II</i>	青森県上北地方 教職員組合	50. 10. 28	蛯名 俊彦	十和田市	無	" (25. 4.26)
"	日教組青森県 教職員組合	2. 1.24	丹代 臣治	青森市	有	規 約 (25. 9.19)
11	青森県学校事務労働組合	2. 3.20	土谷 均	弘 前 市	11	役員の氏名等(25. 4.26)

### イ 委 託 関 係(38団体)

マ 八	田丛夕	登 録	<b>化 主 耂</b> 々	主たる事務	法人	平成25年度に行った変更
区 分	団 体 名	年月日	代表者名	所の所在地	格の有無	登録事項(登録年月日)
市町村職 員	青森市役所 職 員 組 合	41. 9.29	佐藤 良浩	青 森 市	有	役員の氏名等(25. 4.24) " (25.12. 2)
"	弘前市職員組合	"	粟嶋 博美	弘 前 市	11	" (25. 5. 2)
"	つ が る 市職 員 組 合	"	藤田 耕三	つがる市	11	
"	自治労東北町職 員組合	11	舘崎 裕之	上 北 郡 東 北 町	"	役員の氏名等(25. 4.24) " (25.10.17)
	東北町職員組合	42. 5.30	島川 達哉	上北郡東北町	11	n (25. 8.15)
"	田舎館村	42. 9. 4	鈴木 貴	南津軽郡田舎館村	11	v (25. 9. 4)
IJ	<ul><li>鯵 ケ 沢 町</li><li>職 員 組 合</li></ul>	42. 9. 8	伊藤 博徳	西津軽郡鰺ケ沢町	11	規 約(26. 3.27) 役員の氏名等(25. 5. 2) "(26. 3.27)
"	むつ市職員組合	42. 10. 16	橋立 宣幸	むっ市	11	n (25. 10. 25)
"	横浜町職員組合	42.11. 2	杉山 敬雄	上 北 郡横 浜 町	]]	y (26. 3. 3)
IJ.	深浦町職員組合	42. 12. 2	黒滝 秀晴	西津軽郡 深 浦 町	"	" (25. 4.25) " (25.11.20)
"	三沢市職員組合	43. 6.24	吉田喜実夫	三沢市	11	" (25. 10. 17)
"	黒石市職員組合	44. 9.18	山谷 敬	黒 石 市	IJ	規 約(26. 2.19) 役員の氏名等(26. 1.15)
IJ	平 川 市職員労働組合	45. 10. 20	田中 洋行	平川市	11	n (25. 10. 22)
IJ	大間町職員組合	46. 9. 2	細川 大広	下 北 郡	11	n (25. 12. 20)
IJ.	鶴田町職員組合	48. 10. 15	佐藤 浩美	北津軽郡鶴田町	"	
"	十 和 田 市職 員 組 合	51. 1.14	中屋敷徳浩	十和田市	"	
"	野辺地町職員組合	54. 5. 25	安村 英彦	上 北 郡野辺地町	11	役員の氏名等 (25. 7.26)
JJ	八戸市職員組合	57. 1.11	久保 将	八戸市	11	<i>n</i> (25. 12. 2)
IJ	蓬田村職員組合	57. 10. 13	八戸 慎平	東津軽郡	11	規 約 (25.12.9) " (26.3.27) 役員の氏名等 (25.12.9)

Ε Λ		登 録	<b>小宝老</b> 友	主たる事務	法人	平成25年度に行った変更
区 分	団 体 名	年月日	代表者名	所の所在地	格の有無	登録事項(登録年月日)
市町村職員	風間浦村職員組合	59. 1.24	木下 弘美	下 北 郡 風間浦村	有	役員の氏名等 (26. 1. 7)
IJ	外 ヶ 浜 町職 員 組 合	61. 1.24	最上 祐司	東津軽郡外ヶ浜町	IJ	" (25. 11. 6)
]]	田子町職員組合	62. 1.23	青木 憲子	三戸郡田子町	11	" (26. 2.13)
<i>II</i>	五 所 川 原 市職 員 組 合	8. 6.19	丁字谷 充	五所川原市	11	" (26. 3. 7)
"	おいらせ町職員組合	10. 3.26	三村 俊介	上 北 郡 おいらせ町	11	" (26. 1. 7)
"	六戸町職員組合	10. 7.13	田中 洋	上北郡町	11	n (25. 5. 7)
"	平内町職員組合	10. 8.27	門脇淳	東津軽郡平内町	"	" (25. 4.24) " (25. 8.15)
	五所川原市役所 職員労働組合	11. 7.26	神 康人	五所川原市	無	" (26. 1.10)
11	下北地域広域 行政事務組合 職 員 組 合	14. 1.23	藤元 健司	むっ市	無	" (25. 8.30)
IJ	今別町職員組合	15. 2.12	山﨑 真直	東津軽郡 今 別 町	有	
"	階上町職員組合	15. 11. 27	大谷地勝年	三 戸 郡 階 上 町	"	役員の氏名等 (25.11.6)
IJ	西 北 五 環 境整備事務組合職員労働組合	17. 3.24	山中 孝弘	五所川原市	無	" (25. 4.24)
IJ	一部事務組合下北医療センター職員組合	17. 11. 29	山本由香里	むっ市	"	" (25. 11. 19)
11	藤崎町職員組合	18. 1.19	佐々木 渉	南津軽郡藤崎町	有	規 約 (25. 4.19) 役員の氏名等 (25. 9.25)
IJ.	中 泊 町 職員労働組合	21. 11. 20	鈴木 統生	北津軽郡中 泊 町	無	" (25. 8. 6) " (25. 12. 4)
"	東通村職員組合	23. 8.17	橋本 直哉	むっ市	11	" (25. 5.10)
IJ	大鰐町職員組合	24. 6.14	森山雄一郎	南津軽郡大鰐町	IJ	" (25. 5. 9)
IJ	中部上北広域事 業組合職員組合	24. 8.17	相坂 隆之	上 北 郡七 戸 町	IJ	" (25. 8.21)
IJ	上北地方教育· 福祉事務組合 職 員 組 合	24. 8.17	立石 俊樹	上北郡七戸町	"	" (25. 8.21)

### 2 管理職員等の範囲の指定

平成25年度においては、規則14-0 (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)を1回、規則14-1 (委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)を1回改正した。これらの改正により、新たに指定された職及び廃止された職は、次のとおりである。

### (1) 県 関 係

機		関		関		関		関新たに指定された職		新たに指定された職	指定を廃止された職	改年	正 月日
本	<b>护</b> 知	事	部	局	総括主幹(人事課に置く もので給与制度に関する 事務を担当するもの)	総括主幹(行政経営推進 室)、地域県民局地域整 備部次長(人事事務等を 主として担当するもの以 外のもの)	25.	5. 10					

### (2) 委 託 関 係

寸	体	名	;	機	関	新たに指定された職	  指定を廃止された職 	改年	月	正 目
青	森	市	出先	機関	市民センター	館長(中央市民センターに置くものに限る。)	館長			
弘	前	市	本	庁	市長部局	課長補佐(庁舎管理 担当)、主幹(事務 管理、人事、法規 予算担当)、財産係 長、総括主査(秘 書、人事、予算担 当)	局長、検査室長、課 長補佐(庁中取締り 担当)、法規係長 財政係長、研修厚 係長、職員係長、秘書 (秘書 担当)			
					教育委員会事務局	室長(課に置く室に 置くものを除 く。)、教育政策課 課長補佐、学務健康 課課長補佐、教育政 策課総務係長	教育総務課課長補佐 (人事担当)、教育 総務課総務係長、人 事係長			
			出先	機関	清掃事業所		所長			
					環境事業所	所長				
八	戸	市	本	庁	教育委員会事 務局	主幹(人事担当)、 主査(職員団体担 当)	主幹(職員団体担当)	25.	7.	5
			出先	機関	中央卸売市場	市場長	場長			
+ ;	和田	市	本	庁	市長部局	課長補佐(事務管理 担当)、法制文書係 長、人事研修係長	行政文書係長、職員 係長			
					議会事務局	総括参事				
					教育委員会事 務局	学務係長				
三	沢	市	本	庁	市長部局		政策推進監			
			出先	機関	病院		院長、副院長、医療 局長、看護局長、事 務局長、課長			
む	つ	市	本	庁	市長部局	主幹(法規担当)、 主査(人事担当)	総括主幹(法規担 当)、主任主査(人 事担当)			
					教育委員会事 務局	総括主幹(人事担 当)	主幹 (人事担当)			

団 体 名	機	関	新たに指定された職	指定を廃止された職	改 年 月 日
つがる市	本 庁	市長部局	課長補佐(秘書担当)	秘書室室長補佐	
		教育委員会事 務局	教育部長		
	出先機関	支所		支所長	
平内町	本 庁	町長部局	防災管理監、総務課 指導監(予算担 当)、総務課副指導 監(人事担当)	総務課指導監(事務管理担当)、総務課副指導監(予算担当)、総務課課長補佐(人事担当)	
鯵ケ沢町	本 庁	町長部局		室長、政策推進課副 参事(財政・行財政 改革担当)	
藤崎町	出先機関	出張所		所長	
野辺地町	本 庁	町長部局	財政課課長補佐(予算担当)	企画財政課課長補佐 (予算担当)、総務 課総括主幹(人事担 当)	25. 7. 5
東北町	本 庁	町長部局	総務課副参事(人事 担当)	総務課課長補佐(人 事担当)	
おいらせ町	本 庁	町長部局	企画財政課課長補佐 (予算担当)	財政課課長補佐	
風間浦村	本 庁	会計管理者室		課長	
階 上 町	本 庁	町長部局	庶務グループリーダ ー、財政グループリ ーダー	総務グループリーダ	
三戸郡町村 会館管理組 合				事務局長	
中部上北広 域事業組合	管理者部周	<b>⊒</b>		松風荘園長	
下北地域広 域行政事務 組合			事務局次長		
上北地方教 育・福祉事 務組合	理事会部局	<del></del> =司		からまつ寮園長	

# 第9 公平委員会事務の受託

平成25年度においては、新たに公平委員会の事務を受託した団体はなく、当委員会が公平委員会の事務を受託している団体は、10市30町村26一部事務組合3広域連合の計69団体となっている。

### 1 市町村関係

委 託 市町村名	委 託 年 月 日	委 託 市町村名	委 託 年月日	委 託 市町村名	委 託 年月日
青 森 市	H17. 7. 1	鰺ケ沢町	S50. 4. 1	六ケ所村	S31. 4.10
弘 前 市	H18. 4. 1	深浦町	H17. 7. 1	おいらせ町	H18. 4. 1
八戸市	S30. 10. 25	西目屋村	S32. 4. 4	大 間 町	S37. 4. 1
黒 石 市	S30. 4. 1	藤崎町	H17. 7. 1	東通村	Н 9. 4. 1
五所川原市	H17. 7. 1	大 鰐 町	S30. 4. 1	風間浦村	S39. 7.15
十和田市	H17. 4. 1	田舎館村	S31. 4.10	佐 井 村	Н 7. 4. 1
三 沢 市	S32. 4. 4	板柳町	S30. 10. 25	三戸町	S31. 4.10
むっ市	Н 3.12.26	鶴田町	S30. 10. 25	五戸町	S30. 10. 25
つがる市	H17. 4. 1	中 泊 町	H17. 7. 1	田子町	S31. 4.10
平川市	H18. 4. 1	野辺地町	S30. 10. 25	南部町	H18. 4. 1
平 内 町	S41. 1. 1	七戸町	H17. 7. 1	階 上 町	S29. 1. 5
今 別 町	S30. 10. 25	六 戸 町	S30. 4. 1	新郷村	S31. 9. 5
蓬 田 村	S30. 10. 25	横浜町	S35. 4. 9		
外ヶ浜町	H17. 7. 1	東北町	H17. 7. 1		

### 2 一部事務組合関係

委託事務組合名	委 託 年月日	委託事務組合名	委 託 年月日	委託事務組合名	委 託 年月日
青森県市町村職員退職手当組合	S37. 10. 15	西 北 五 環境整備事務組合	S47. 8. 1	青森県交通災害 共 済 組 合	Н 3. 4. 1
青森県市町村総合事務組合	S37. 10. 15	中 部 上 北 広 域 事 業 組 合	S47. 11. 1	西北五広域福祉事 務 組 合	Н 3. 4. 1
弘 前 地 区 環境整備事務組合	S38. 7. 1	下 北 地 域 広域行政事務組合	S48. 8. 1	青 森 地 域 広域事務組合	Н 3. 8. 1
十 和 田 地 区 環境整備事務組合	S39. 1. 1	青 森 地 域 広域消防事務組合	S48. 8. 1	北部上北広域事務組合	Н 8. 8. 1
十 和 田 地 区 食肉処理事務組合	S45. 1. 1	上 北 地 方 教育・福祉事務組合	S49.11. 1	三 戸 地 区 塵芥処理事務組合	Н 9. 1. 1
西海岸衛生処理組合	S46. 11. 1	鯵 ケ 沢 地 区消 防事務組合	S50. 4. 1	三 戸 地 区 環境整備事務組合	Н 9. 1. 1
一 部 事 務 組 合 下北医療センター	S46. 11. 1	十和田地域広域事務組合	S51. 4. 1		
弘 前 地 区 消 防 事 務 組 合	S47. 1. 1	南 黒 地 方福祉事務組合	S51.11. 1		
八 戸 地 域 広 域市町村圏事務組合	S47. 8. 1	三  戸  郡 福祉事務組合	S55. 1. 1		
五所川原地区消防事務組合	S47. 8. 1	黒 石 地 区清掃施設組合	S59. 8. 1		

### 3 広域連合関係

委託広域連合名	委 託 年月日	委託広域連合名	委 託 年月日	委託広域連合名	委 託 年月日
津軽広域連合	H10. 8. 1	つがる西北五広 域 連 合	H11.11. 1	青森県後期高齢者 医療広域連合	H19. 8. 1

(注) 事務委託に伴う経費は、「委託地方公共団体と青森県との間の公平委員会の事務委託に関する規約」に基づき、委託地方公共団体が負担することとされ、その内容は、定額に特別事務処理費(公平審査の事案があった場合その処理に要した経費)を加えたものであるが、定額分については平成3年度から、市13,000円、町村10,000円、一部事務組合等6,000円としている。

# 第10 そ の 他

# 1 年間の主な動き

年 月 日	委員会等の動き
25. 4. 1	第1回委員会
4.11	第2回委員会
$4.11 \sim 12$	人事院職種別民間給与実態調査説明会(東京都)
4.22	ブロック委員長・事務局長会議(仙台市)
4.30	第3回委員会
5.10	第4回委員会
5.13	平成25年度青森県職員採用上級試験、上級試験(社会人枠)公告
5.16	出先機関等調査(動物愛護センター、弘前高等技術専門校・障害者職業訓練校
5.30	第5回委員会
6.14	第6回委員会
6.19	第121回全国人事委員会連合会総会(東京都)
6.24	第7回委員会
6.28	第8回委員会
6.30	職員採用上級、上級(社会人枠)第一次試験
7.10	第9回委員会
$7.11 \sim 12$	第56回公平審査事務研修会(新潟市)
7.12	面接技法講習会
$7.17 \sim 19$	給与実務初任者研修会(仙台市)
7.19	平成25年度青森県職員採用中級・初級試験公告
$7.22 \sim 30$	職員採用上級第二次試験
8. 9	人事院給与勧告説明会(東京都)
8.19	第10回委員会
8.21	職員採用上級試験合格発表
8.25	職員採用上級(社会人枠)第二次試験
8.26	プロック委員・事務局長合同会議(青森市)
8.28	全国人事委員会事務局長会議(東京都)
9. 3	第11回委員会
9. 6	職員採用上級試験(社会人枠)合格発表   身体障害者採用選考試験公告
9. 9	牙体障害有休用選考訊駛公告   ブロック給与事務会議(盛岡市)
9. 9 $9.12 \sim 13$	プロック福子事務云巌(盛岡川)   給与実務担当者説明会(仙台市)
9.13	キャンス   カーカー   カーカー
9.13 9.19	第 1 2 回安貝云   第 1 3 回委員会
9.26	第14回委員会
9.29	邪」も四女貞云   職員採用中級・初級第一次試験
10. 8	職員の給与等に関する報告及び勧告
10.15	第15回委員会
10.18	30
$10.28 \sim 29$	間には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般には、一般
11. 4	身体障害者選考第一次試験
11.14	第16回委員会
11.15	職員採用中級・初級試験合格発表
11.20	身体障害者選考第二次試験

年 月 日	委員会等の動き									
11.22 11.29 12. 5 12.11 12.13 12.19 26. 1.16 1.17 $\sim$ 27 1.21 1.30 $\sim$ 31 2. 3 $\sim$ 4 2. 5	第17回委員会 身体障害者選考試験合格発表 人事試験技法講習会(東京都) 第18回委員会 第19回委員会 職員採用ガイダンス(青森県庁) 職員採用ガイダンス(東京都) 非常勤事務員等選考第一次試験(書類選考) 第20回委員会 ブロック任用事務会議(山形市) ブロック給与事務研修会(札幌市) 分限処分・懲戒処分実務研修会									
2. 6 2.13	第21回委員会 非常勤事務員等選考第二次試験									
2.24	第22回委員会									
3. 7	第23回委員会									
3,13	第24回委員会									
3.20	第25回委員会									
3.28	第26回委員会									

# 2 各種会議実施状況

### (1) 全国人事委員会連合会関係

ア総会

/ 师· 五						
会 議 名	開催日・開催地		議	題	等	
第121回全人連総会	25. 6.19 (東京都)	3 4 5 6 3 1 2 3 4 5 6	「つ平第第平告平第第平「地い成15成 成55成 成55成 成55成 國	5年度事業計 2回総会につ 2回公平審査事 6・27年度 4・25年度 4・25年度 回公平審査事 回公平審査事 5年度理事に	係る検討部会 重案及び予算の 終明を会にの運営 専門修会のの結果 のの結果 ののおり ののまり ののまり ののまり ののまり ののまり ののまり ののまり ののまり ののまり ののまり ののまり ののまり ののまり ののまり ののまり のっと のっと のっと のっと のっと のっと のっと のっと	いて 営について 聞報告について 果報告について いて

### ○講 演

「国家公務員給与等を巡る動きについて」 人事院事務総局給与局長 古屋 浩明 氏

### イ 研 修 会

研	修	名	開催日・開催	地		研	修	内	容	等			
第56公平署	6 回 審査事務	务研修	25. 7.11 ~ 1 (新潟市)	2	糸	演 当面する 総務省自 科会研究	治行政	局公務		題」	聡	氏	

### (2) 東北・北海道地区人事委員会協議会関係

### ア 委員長及び事務局長会議

会 議 名	開催日・開催地	議題等
委員長・事務局長会議	25. 4.22 (仙台市)	<ul> <li>○講演</li> <li>「地方公務員の給与について」</li> <li>総務省自治行政局公務員部給与能率推進室</li> <li>課長補佐 小岩 正貴 氏</li> <li>○議事</li> <li>1 東北・北海道地区人事委員会協議会分担金の改正について</li> <li>2 東北・北海道地区人事委員会協議会規約の一部改正について</li> <li>3 平成24年度事業報告及び歳入歳出決算について</li> <li>4 平成25年度事業計画(案)及び歳入歳出予算(案)について</li> <li>5 平成25年度東北・北海道地区人事委員会協議会幹事委員会の選出について</li> <li>6 平成25年度東北・北海道地区人事委員会協議会監事委員会の選出について</li> <li>7 平成25年度全人連役員(会長・副会長)選出のための選考委員の選出について</li> <li>○報告</li> <li>1 平成25年度全人連理事の選出について</li> <li>2 平成25年度全人連理事の選出について</li> <li>2 平成25年度全人連び員会の概要について</li> <li>3 東北公務員共闘協議会からの要請について</li> <li>○意見交換</li> <li>国の要請を受けた給与削減下における平成25年度人</li> </ul>

		事委員会勧告の在り方について 〇情報交換 北海道の新しい採用試験制度について
委員・事務局長合同会議	25.8.26 (青森市)	1 委員・事務局長合同会議 ○意見交換 ① 人事委員会における労働基準監督機関の職権行使について ② 平成25年度職員採用試験(大卒程度)の実施状況等と受験者確保対策について ○報告 全人連「地方公務員給与に係る検討部会」について 2 委員会議 ○意見交換 多様な人材を確保するための職員採用試験について ① 民間企業等の経験者採用試験(実施の有無と検討状況、試験実施内容、面接試験を実施しての所感等)について ② 資格、特技等を評価する競走試験の実施・検討状況について ② 資格、特技等を評価する競走試験の実施・検討状況について ② 資格、特技等を評価する競走試験の実施・検討状況について ② 資格、特技等を評価する競走試験の実施・検討状況について ② 資格、特技等を評価する競走試験の実施・検討状況について ③ 作用事務会議のあり方について ③ 任用事務会議のあり方について ④ 再任用職員に係る給与等について ⑤ 給与構造改革に伴う経過措置額の取扱いについて

# イ 課 長 会 議

会	議	名	開催日・開催地		議	題	等
給与事	務会記	義	25. 9.9 (盛岡市)	(1) (2) (3) (4) (2) 分利 (1) (2)	給与構造改 国の要請に 料会 果長会議 財長会議の独 再任用議	について 制度の見直 (革等に伴う 基づく 給 は 直 は に 係 る に 係 る に の の 見 に と に と に と に と に る に と に ら る に ら る に ら る に ら る に る ら る ら る に ら る ら る	経過措置額の取扱いにつ 減額措置について いて

### ウ 研 修 会

研 修 名	開催日・開催地	研 修 内 容
給与事務研修会	26.2.3 ~ 4 (札幌市)	○講義 「札幌市における給料表の改定について」 札幌市人事委員会事務局給与調査課 係長 笹谷 美奈 氏 ○意見交換 「給料表の改定について」 各道県の情勢及び課題等に関する意見交換 ○意見交換 1 給与構造改革に伴う経過措置の取扱いについて 2 再任用職員に係る給与の検討状況等について 3 最高号給在職者割合の増加への対応について 4 教員の給料表適用異動に伴う現給保障について 5 管理職手当の支給上限区分等について 6 通勤手当の支給上限区分等について 7 単身赴任手当の見直しに係る検討状況について 7 単身赴任手当の見直しに係る検討状況について 8 義務教育等教員特別手当の支給額の決定に係る定則制通信教育手当の取扱いについて 9 勤務1時間当たりの給与額の算出方法について 10 消費税増税に伴う諸手当の改定について 11 常勤講師等に対する赴任旅費の支給について 11 常勤講師等に対する赴任旅費の支給について 12 臨時職員及び非常勤職員の処遇に係る取扱い等について

### エ 事務会議

会	議	名	開催日・開催地		議	題	等	_
任月	<b>用事務会</b>	議	26. 1.30 ~ 31 (山形市)	   協   ② 聴   ② <sup>*</sup> ② <sup>*</sup> ③ <sup>*</sup> ④ ⑤ <sup>*</sup> ⑥ ⑦	は な	こついて	共同実施につい	こついて :採用試験の !との検証につ いて !直してつい !おける女性

<ul><li>⑩ 職員採用試験における面接試験について</li><li>⑪ 第2次試験(最終)合格者決定における「リセット方式」の採否及びその検討状況について</li><li>⑫ 試験問題印刷の業務委託等について</li><li>⑬ 採用候補者試験合格者の辞退の状況及び対応策について</li></ul>
<ul><li>④ いわゆる「採用選考活動の後ろ倒し」に伴う職員 採用試験実施日程への影響等について</li><li>2 問題検討会議</li><li>① 問題検討</li><li>② 平成26年度の県別担当分野(案)</li></ul>

# (3) 全国人事委員会事務局長会議(総務省主催)

会 議 名	開催日・開催地	議 題 等
事務局長会議	25. 8.28 (東京都)	1 人事院勧告について 2 当面の人事管理行政及び勤務条件等の諸問題について 3 給与及び定員の諸問題について 4 地方公務員の雇用と年金の接続及び退職管理の適正化 について 5 地方公務員共済組合制度等の当面の諸課題について 6 地方公務員の労働安全衛生について

# 平成26年度事務局職員名簿

電話 (総務) 017-734-9825

(任用) 017-734-9829

(給与) 017-734-9830

(審査) 017-734-9826

FAX 017-734-8242

グループ名	職	1 4	Ż	E	£	名		備	考
事務	局	長		小口	ЦΉ	雅	春		
職	課	. 長		角	田	隆	弘		
	副	参	事	Ξ	上	浩	昭	(グループマネー	-ジャー)
Water Let III	主		幹	柿	崎	由身	見子	(総務担当)	
総務・任用	主		幹	木	村	道	之	(任用担当)	
グルーフ	主		查	棟	方	千	鶴	(任用担当)	
	主		查	七	戸	智	輝	(任用担当)	
	副	参	事	渡	邊	秀	樹	(グループマネー	-ジャー)
	総	括主	幹	角	田	正	人	(審査担当)	
	主		査	神		智	江	(給与担当)	
給与・審査	主		査	大	JII	麻	紀	(審査担当)	
グルーフ	主		査	梅	原	実	津	(給与担当)	
	主		査	佐	中木	進力	太郎	(給与担当)	
	主		査	大	西	雅	子	(審査担当)	
	主		事	石	田	亮	太	(給与担当)	